

賃貸借契約書(案)

発注者 青森市長島一丁目1番1号
青森県

受注者

上記当事者間において、プリンタ賃貸借契約(令和7年度)について、次のとおり契約を締結した。(ただし、 を除く。)

(賃貸借物件)

第1条 受注者は、別表1に掲げる物件(以下「物件」という。)を発注者に賃貸し、発注者は、これを賃借した。

(賃貸借期間)

第2条 物件の賃貸借期間は、令和7年10月1日から令和12年9月30日までとする。

(賃貸借料)

第3条 物件の賃貸借料は、次のとおりとし、その月額は別表2に掲げるとおりとする。

令和7年度	金	円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	円)とする。
令和8年度	金	円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	円)とする。
令和9年度	金	円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	円)とする。
令和10年度	金	円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	円)とする。
令和11年度	金	円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	円)とする。
令和12年度	金	円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	円)とする。

2 1月に満たない期間がある場合における当該期間の賃貸借料は、第1項の月額を基礎とし、1月を30日として日割計算して得た額とする。

(契約保証金)

第4条(A) 契約保証金は、 円とする。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 第1項の契約保証金は、受注者が契約を履行した後、受注者に還付するものとする。

(契約保証金)

第4条(B) 契約保証金は、免除する。

(物件の設置場所)

第5条 発注者は、物件を別表3に掲げる場所において使用するものとする。

2 発注者は、物件を他の場所に移転しようとするときは、あらかじめ書面により受注者に通知するものとする。この場合の移転に要する費用は、発注者の負担とする。

(賃貸借料の支払)

第6条 受注者は、毎月の賃貸借料を翌月10日までに、請求書により、発注者に請求するものとする。

2 発注者は、前項の規定による請求書を受領した日から起算して30日以内に賃貸借料を受注者に支払うものとする。

(善管注意義務等)

第7条 発注者は、善良な管理者の注意をもって物件を管理しなければならない。

2 発注者は、物件をその本来の用法に従って使用しなければならない。

(物件の保守)

第8条 受注者は、物件を正常に作動させるため、その責任において保守（調整、修理及び部品の交換（部品代を含む）等）をメーカー等の定める基準に基づき行うものとする。

2 受注者は、発注者から臨時的保守の請求があったときは、直ちにこれに対応するものとする。

3 前2項の保守に要する経費は、受注者の負担とする。ただし、発注者の故意又は過失によって生じた場合の調整、修理及び部品の交換等に要する費用は、発注者の負担とする。

(秘密の保持)

第9条 受注者及び物件の保守のため受注者が派遣する従業員は、発注者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(契約の解除)

第10条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。この場合において、受注者に損害が生じても、発注者は、その責任を負わないものとする。

(1) 受注者が、賃貸借契約を実施しなかったとき、又は賃貸借契約を実施する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 賃貸借契約の実施状況が著しく不適當又は不誠実であると認められるとき。

(3) その他受注者がこの契約に違反したとき。

2 発注者は、契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算においてこの契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。

3 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第1項第1号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産手続開始の決定があった場合における同法の破産管財人

(2) 受注者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の決定があった場合における同法の管財人

(3) 受注者について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の決定があった場合における同法の再生債務者等

(暴力団の排除に係る特記事項)

第11条 受注者は、青森県暴力団排除条例（平成23年3月青森県条例第9号）の基本理念に則り、別記1「暴力団排除に係る特記事項」を守らなければならない。

（違約金）

第12条（A） 発注者は、第10条第1項の規定によりこの契約を解除したときは、当該契約を解除した日の属する年度の賃貸借料（既に支払い済みの賃貸借料を含む。）の100分の5に相当する金額（その額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てた額）を違約金として、受注者から徴収する。

2 発注者は、前項の違約金を未払いの賃貸借料から控除するものとし、なお不足がある場合は、別に徴収する。

（契約保証金の帰属）

第12条（B） 契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供されたときの担保を含む。）は、受注者が第10条第1項の規定又は前条の別記1によりこの契約を解除されたときは、発注者に帰属するものとする。

（損害賠償）

第13条 発注者は、第10条第1項の規定又は第11条の別記1によりこの契約を解除した場合において、前条の契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値）又は違約金若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償として受注者から徴収する。

（物件の返還）

第14条 発注者は、賃貸借期間が満了した場合、又は第10条第1項の規定若しくは第11条の別記1によりこの契約を解除した場合には、発注者と受注者とが協議して定める期日までに当該物件を受注者に返還するものとする。

2 返還に要する経費は、受注者の負担とする。

（権利の譲渡等の制限）

第15条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（個人情報の保護）

第16条 受注者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記2「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（協 議）

第17条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

発注者 青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 宮下 宗一郎

受注者

参考

1 契約保証金の免除又は納付の態様に応じた削除条項は、次のとおり。

(1) 契約保証金を履行保証保険契約締結により免除したとき

第4条(A)、第12条(B)

(2) 契約保証金を実績により免除したとき

第4条(A)、第12条(B)

(3) 契約保証金の納付を受けたとき

第4条(B)、第12条(A)

暴力団排除に係る特記事項

(総則)

第1 受注者は、青森県暴力団排除条例（平成23年3月青森県条例第9号）の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約（以下「本契約」という。）及びこの特記事項を守らなければならない。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2 発注者は、受注者（第1号から第6号までに掲げる場合にあつては、受注者、その支配人その他経営に実質的に関与している者（受注者が法人の場合にあつては、その役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者））が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。）であると認められるとき。
- (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）の威力を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与（以下この号及び次号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
- (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
- (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用したと認められるとき。
- (7) その者、その支配人その他経営に実質的に関与している者（その者が法人の場合にあつては、その役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者）が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者との契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。
- (8) 第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約（前号に該当する場合の当該契約を除く。）について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

(不当介入に係る報告・通報)

第3 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があつた場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、当該事務に係る個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(適正な取得)

第3 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(安全管理)

第4 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適正な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定等)

第5 受注者は、発注者が指示する場所において、この契約による事務に係る個人情報を取り扱わなければならない。

2 受注者は、発注者の承認がある場合を除き、前項の作業場所から、この契約による事務を実施するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承認がある場合を除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の目的以外の目的に自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複製の禁止)

第7 受注者は、発注者の承認がある場合を除き、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複製し、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者の承認がある場合を除き、第三者にその処理を委託し、又はこれに類する行為をしてはならない。

2 前項の承認があり、同項の処理を再委託する場合は、受注者は再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない（再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。）。

（資料等の返還等）

第9 受注者は、この契約による事務を実施するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、事務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（従業者への周知等）

第10 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、当該義務に違反したときは個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定により罰則が科される場合があることなど、当該事務に係る個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

2 受注者は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に従事中及び従事後においても当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを明記するものとする。

（実地調査の受入れ）

第11 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の適正な取扱いを確保するため、発注者が当該個人情報の取扱いの状況について実地に調査しようとするときは、これを拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

（事故発生時における報告）

第12 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

別表1

機種名等		型番等		数量	備考
カラープリンタ				45	
仕様	プリント方式				
	プリント速度	カラー			
		モノクロ			
	印字解像度				
	用紙サイズ				
	給紙				
	メモリ				
	インターフェイス				
	外形寸法				
消費電力					
対応OS					
その他					

機種名等		型番等		数量	備考
モノクロプリンタ				9	
仕様	プリント方式				
	プリント速度				
	印字解像度				
	用紙サイズ				
	給紙				
	メモリ				
	インターフェイス				
	外形寸法				
消費電力					
対応OS					
その他					

月額賃借料

年度	月	月額賃借料	備考	年度	月	月額賃借料	備考
令和7年度	4月	円	/	10年度	4月	円	
	5月	円			5月	円	
	6月	円			6月	円	
	7月	円			7月	円	
	8月	円			8月	円	
	9月	円			9月	円	
	10月	円			10月	円	
	11月	円			11月	円	
	12月	円			12月	円	
	1月	円			1月	円	
	2月	円			2月	円	
	3月	円			3月	円	
	年度総額	円			年度総額	円	
8年度	4月	円		11年度	4月	円	
	5月	円			5月	円	
	6月	円			6月	円	
	7月	円			7月	円	
	8月	円			8月	円	
	9月	円			9月	円	
	10月	円			10月	円	
	11月	円			11月	円	
	12月	円			12月	円	
	1月	円			1月	円	
	2月	円			2月	円	
	3月	円			3月	円	
	年度総額	円			年度総額	円	
9年度	4月	円		12年度	4月	円	
	5月	円			5月	円	
	6月	円			6月	円	
	7月	円			7月	円	
	8月	円			8月	円	
	9月	円			9月	円	
	10月	円			10月	円	
	11月	円			11月	円	
	12月	円			12月	円	
	1月	円			1月	円	
	2月	円			2月	円	
	3月	円			3月	円	
	年度総額	円			年度総額	円	

部局名	課・室名	設置場所			令和7年度一括調達PR 調達台数		合計
		住所	建物名	階	カラープリンタ	モノクロプリンタ	
総務部	知事公室		南棟	2	1		1
	広報広聴課		東棟	3	1		1
こども家庭部	女性相談支援センター	青森市大字石江字江渡5-1	青森福祉庁舎	2	1		1
	子ども自立センターみらい	青森市大字合子沢字松森265	青森県立子ども自立センターみらい	1	1		1
交通・地域社会部	西北地域連携事務所	五所川原市字栄町10	五所川原合同庁舎	3	1		1
環境エネルギー部	環境政策課		北棟	7	1		1
健康医療福祉部	中南保健所	弘前市大字下白銀町14-2	弘前健康福祉庁舎	2	1		1
	下北保健所	むつ市中央1-3-33	むつ健康福祉庁舎	1	1		1
	食肉衛生検査所（田舎館村駐在）	南津軽郡田舎館村大字田舎館字中辻2-4	青森県食肉衛生検査所田舎館村駐在	1	1		1
	食肉衛生検査所三沢支所	三沢市大字三沢字淋代平116-3101	青森県食肉衛生検査所三沢支所	1	1		1
	障がい者相談センター	弘前市大字下白銀町14-2	弘前健康福祉庁舎	1	2		2
精神保健福祉センター	青森市大字三内字沢部353-92	青森県立精神保健福祉センター	1	1		1	
経済産業部	経済産業政策課		南棟	4	1		1
	経済産業政策課（計量検定G）	青森市第二問屋町4-11-6	計量検定庁舎	1	1		1
	地域企業支援課		南棟	4	1		1
	企業立地・創出課		南棟	4	1		1
	産業イノベーション推進課		南棟	4	1		1
	産業イノベーション推進課（知的財産支援G）		北棟	1	1		1
	八戸工科学院	八戸市桔梗野工業団地2-5-30	青森県立八戸工科学院	1	1		1
	むつ高等技術専門学校	むつ市文京町31-1	青森県立むつ校等技術専門学校	1	1		1
障がい者職業訓練校	弘前市大字緑ヶ丘1-9-1	青森県立障がい者職業訓練校	2	1		1	
農林水産部	林政課（平内町駐在）	東津軽郡平内町大字小湊字新道46-56	青森県産業技術センター林業研究所	1	1		1
	水産振興課（八戸市駐在）	八戸市大字白銀町字三島下95	八戸水産会館	5	1		1
	東青農林水産事務所青森水産事務所	青森市港町2-22-4	東青地方漁港事務所	1	1		1
	三八農林水産事務所八戸家畜保健衛生所	八戸市大字尻内町字毛合清水7-2	青森県三八農林水産事務所八戸家畜保健衛生所	1	1		1
	西北農林水産事務所（鱒ヶ沢庁舎）	西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸384-37	鱒ヶ沢庁舎	1	1		1
	西北農林水産事務所つがる広域家畜保健衛生所	つがる市木造若竹2-1	青森県西北農林水産事務所つがる広域家畜保健衛生所	1	1		1
	西北農林水産事務所鱒ヶ沢水産事務所	西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸384-37	鱒ヶ沢庁舎	1	1		1
	上北農林水産事務所（農村整備庁舎）	十和田市西二番町10-21	農村整備庁舎	2	1		1
	上北農林水産事務所中央家畜保健衛生所	十和田市西二番町19-23	青森県上北農林水産事務所中央家畜保健衛生所	1	1		1
下北農林水産事務所	むつ市中央1-1-8	むつ合同庁舎（新館）	3	2		2	
危機管理局	消防保安課（防災航空G）	青森市大字大谷山ノ内6-128	青森県防災航空センター	1	1		1
	消防学校	青森市大字新城字天田内183-3	青森県消防学校	1	1		1
教育委員会	教育政策課		南棟	5	1	1	2
	職員福利課		南棟	5		1	1
	学校教育課		南棟	5		2	2
	教職員課		南棟	5		1	1
	学校施設課		西棟	6		1	1
	生涯学習課		東棟	5		1	1
	スポーツ健康課		東棟	5		1	1
	東青教育事務所	青森市大字三内字丸山198-4	青森県運転免許センター	2	1		1
	西北教育事務所	五所川原市字栄町10	五所川原合同庁舎	2	1		1
	中南教育事務所	弘前市大字蔵主町4	弘前合同庁舎（本館）	3	1		1
	上北教育事務所	上北郡七戸町字蛇坂55-1	七戸庁舎	2	1		1
	下北教育事務所	むつ市中央1-1-8	むつ合同庁舎（旧館）	3	1		1
	三八教育事務所	八戸市大字尻内町字鴨田7	八戸合同庁舎	3	1		1
	梵珠少年自然の家	五所川原市大字神山字殊ノ峰117-602	青森県梵珠少年自然の家	1	1		1
総合社会教育センター	青森市大字荒川字藤戸119-7	青森県総合社会教育センター	1	1		1	
三内丸山遺跡センター	青森市大字三内字丸山305	三内丸山遺跡センター	1		1	1	
総務部	行政経営課		北棟	8	1		1
					45	9	54